

頁	改正前	改正後
表紙	<p style="text-align: center;"><b>開発許可の手引き</b></p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年(2021年)4月</u></p> <p style="text-align: center;">佐賀県 県土整備部 まちづくり課</p>	<p style="text-align: center;"><b>開発許可の手引き</b></p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年(2021年)11月</u></p> <p style="text-align: center;">佐賀県 県土整備部 まちづくり課</p>
都市計画区域状況	<p style="text-align: center;">佐賀県の都市計画区域状況【平成26年5月1日現在】</p> <p style="text-align: center;">以下略(図は変更なし)</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県の都市計画区域状況【<b>令和3年9月1日現在</b>】</p> <p style="text-align: center;">以下略(図は変更なし)</p>
都市計画区域等の現況表	<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;"><b>都市計画区域、行政区域の人口データを更新</b></p>

頁	改正前	改正後																																																																																																							
17	<p>13. 開発行為許可の申請（<b>法律</b> 第30条、<b>省令</b> 第15条・第16条・第17条）</p> <p>(1) 提出先 知事に提出する開発行為許可申請は、次に掲げる申請書類を正副2部、開発面積が1ha以上のもの及び開発審査会に付議するものについては正副3部を、当該開発区域の存する市町を経由して提出してください。</p> <p>(2) 申請書類 ：自己居住用           ：自己業務用           ：自己用外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>書類の名称</th> <th>様式</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>公共施設の管理者の同意書</td> <td>様式9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>別様式が定められている場合は別様式で可</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>公共施設新旧対照表〔旧〕</td> <td>様式10-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">新旧対照図に附した番号を記入のこと</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>公共施設新旧対照表〔新〕</td> <td>様式10-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>新設公共施設の管理・帰属に関する協議書</td> <td>様式11,12,13</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	書類の名称	様式				摘要	1～3略							4	公共施設の管理者の同意書	様式9				別様式が定められている場合は別様式で可	5	公共施設新旧対照表〔旧〕	様式10-1				新旧対照図に附した番号を記入のこと	6	公共施設新旧対照表〔新〕	様式10-2					(新設)						7	新設公共施設の管理・帰属に関する協議書	様式11,12,13	—	—	—		<p>13. 開発行為許可の申請（<b>法律</b> 第30条、<b>省令</b> 第15条・第16条・第17条）</p> <p>(1) 提出先 知事に提出する開発行為許可申請は、次に掲げる申請書類を正副2部、開発面積が1ha以上のもの及び開発審査会に付議するものについては正副3部を、当該開発区域の存する市町を経由して提出してください。</p> <p>(2) 申請書類 ：自己居住用           ：自己業務用           ：自己用外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>書類の名称</th> <th>様式</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>公共施設の管理者の同意申請書</td> <td>様式9-1</td> <td></td> <td></td> <td>申請書への添付は不要</td> <td>別様式が定められている場合は別様式で可</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>公共施設新旧対照表〔旧〕</td> <td>様式9-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">新旧対照図に附した番号を記入のこと</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>公共施設新旧対照表〔新〕</td> <td>様式9-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>公共施設管理者の同意書</td> <td>様式10-1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>別様式で内容が確認できる場合は別様式で可</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>公共施設の管理・帰属に関する協議申請書</td> <td>様式11-1</td> <td></td> <td></td> <td>申請書への添付は不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>新設する公共施設調書</td> <td>様式11-2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	書類の名称	様式				摘要	1～3略							4	公共施設の管理者の同意申請書	様式9-1			申請書への添付は不要	別様式が定められている場合は別様式で可	5	公共施設新旧対照表〔旧〕	様式9-2				新旧対照図に附した番号を記入のこと	6	公共施設新旧対照表〔新〕	様式9-3				7	公共施設管理者の同意書	様式10-1	—	—	—	別様式で内容が確認できる場合は別様式で可	8	公共施設の管理・帰属に関する協議申請書	様式11-1			申請書への添付は不要		9	新設する公共施設調書	様式11-2	—	—	—	
添付順序	書類の名称	様式				摘要																																																																																																			
1～3略																																																																																																									
4	公共施設の管理者の同意書	様式9				別様式が定められている場合は別様式で可																																																																																																			
5	公共施設新旧対照表〔旧〕	様式10-1				新旧対照図に附した番号を記入のこと																																																																																																			
6	公共施設新旧対照表〔新〕	様式10-2																																																																																																							
	(新設)																																																																																																								
7	新設公共施設の管理・帰属に関する協議書	様式11,12,13	—	—	—																																																																																																				
添付順序	書類の名称	様式				摘要																																																																																																			
1～3略																																																																																																									
4	公共施設の管理者の同意申請書	様式9-1			申請書への添付は不要	別様式が定められている場合は別様式で可																																																																																																			
5	公共施設新旧対照表〔旧〕	様式9-2				新旧対照図に附した番号を記入のこと																																																																																																			
6	公共施設新旧対照表〔新〕	様式9-3																																																																																																							
7	公共施設管理者の同意書	様式10-1	—	—	—	別様式で内容が確認できる場合は別様式で可																																																																																																			
8	公共施設の管理・帰属に関する協議申請書	様式11-1			申請書への添付は不要																																																																																																				
9	新設する公共施設調書	様式11-2	—	—	—																																																																																																				

頁	改正前						改正後						
							<u>10</u>	公共施設の管理・帰属に関する協議書	様式 <u>12,13</u>	—	—	—	
<u>8</u>	排水同意書	(任意)	—	—	—	地元区長、生産組合長、水利組合長からの同意		(削除)					
<u>9</u>	開発区域内権利者一覧表	略											
<u>10</u>	開発区域の土地の登記事項証明書												
<u>11</u>	開発行為施行同意書												
<u>12</u>	資金計画書												
<u>13</u>	申請者の資力及び信用に関する申告書												
<u>14</u>	工事施行者の能力に関する申告書												
<u>15</u>	設計者の資格に関する申告書												
<u>16</u>	大規模開発事前審査表の対応書												
<u>17</u>	調整池計算書												
<u>18</u>	擁壁の構造計算書及び安定計算書												
<u>19</u>	排水計算書												
<u>20</u>	地質調査書及び地盤改良計画												
		略											
<u>11</u>	開発区域内権利者一覧表												
<u>12</u>	開発区域の土地の登記事項証明書												
<u>13</u>	開発行為施行同意書												
<u>14</u>	資金計画書												
<u>15</u>	申請者の資力及び信用に関する申告書												
<u>16</u>	工事施行者の能力に関する申告書												
<u>17</u>	設計者の資格に関する申告書												
<u>18</u>	大規模開発事前審査表の対応書												
<u>19</u>	調整池計算書												
<u>20</u>	擁壁の構造計算書及び安定計算書												
<u>21</u>	排水計算書												
<u>22</u>	地質調査書及び地盤改良計画												

頁	改正前		改正後			
18		等に関する図書			等に関する図書	
	<u>21</u>	災害防止に関する図書		<u>23</u>	災害防止に関する図書	
	<u>22</u>	その他知事が必要とする書類		<u>24</u>	その他知事が必要とする書類	
	: 必要 : 条件により必要 (空欄) : 不要			: 必要 : 条件により必要 (空欄) : 不要		
				<p><u>1 水路管理者の同意を得る場合において、当該水路と一体として影響を受けると水路管理者が認める揚水機場又はため池があり、当該水路管理者と異なる者が管理している場合は、当該水路管理者の同意書とあわせて、当該揚水機場又はため池の管理者からの同意を様式10により取得し、添付すること。</u></p> <p><u>なお、開発行為に関係がある水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等とは、申請手続とは別に十分協議、調整を行うこと。</u></p> <p><u>2 開発行為の施行等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ること。</u></p> <p><u>「相当数の同意」とは、開発行為をしようとする土地（開発行為に関連して、開発区域以外の幹線道路との接続道路等の工事を開発区域外で行う場合に、当該工事をしようとする土地を含む）について、概ね次の要件を満たすこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>権利を有するすべての者の3分の2以上の同意</u></li> <li>・ <u>所有権・借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意</u></li> <li>・ <u>同意した者が所有する土地の地積と、同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積の合計が、土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上であること。</u></li> </ul>		

頁	改正前	改正後																												
	<p>: 自己居住用      : 自己業務用      : 自己用外</p> <p>[添付図面] 図面の作成にあたっては表4及び表5を標準として作成する。図面ごとに、図面作成者の<b>記名押印又は署名</b>をする。</p> <table border="1" data-bbox="257 391 1171 454"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図面の名称</th> <th>縮尺</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>: 必要      : 条件により必要 (空欄) : 不要</p> <p>(3) 開発許可申請図書の作成要領 略</p>	添付順序	図面の名称	縮尺				摘要	略							<p>: 自己居住用      : 自己業務用      : 自己用外</p> <p>[添付図面] 図面の作成にあたっては表4及び表5を標準として作成する。図面ごとに、図面作成者の<b>氏名を記載</b>する。</p> <table border="1" data-bbox="1198 391 2112 454"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図面の名称</th> <th>縮尺</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>: 必要      : 条件により必要 (空欄) : 不要</p> <p>(3) 開発許可申請図書の作成要領 略</p>	添付順序	図面の名称	縮尺				摘要	略						
添付順序	図面の名称	縮尺				摘要																								
略																														
添付順序	図面の名称	縮尺				摘要																								
略																														
26	<p><b>3. 建築物の用途制限 ( <b>法律</b> 第42条 )</b> 略</p> <p>法第42条ただし書きの許可に係る申請書等 予定建築物以外の建築等許可申請書 (様式18) (添付書類)</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>施行同意書</u></li> <li>・ <u>排水同意書</u></li> </ul> <p>略</p>	<p><b>3. 建築物の用途制限 ( <b>法律</b> 第42条 )</b> 略</p> <p>法第42条ただし書きの許可に係る申請書等 予定建築物以外の建築等許可申請書 (様式18) (添付書類)</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>施行同意書</u></li> </ul> <p><u>削除</u></p> <p>略</p> <p><u>建築等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ること。</u> <u>「相当数の同意」とは、建築等をしようとする土地 (開発行為に関連して、開発区域以外の幹線道路との接続道路等の工事を開発区域外で行う場合に、当該工事をしようとする土地を含む) について、概ね次の要件を満たすこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>権利を有するすべての者の3分の2以上の同意</u></li> <li>・ <u>所有権・借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意</u></li> <li>・ <u>同意した者が所有する土地の地積と、同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積の合計が、土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上であること。</u></li> </ul>																												

頁	改正前	改正後																																																																																								
		注) <u>建築等に関係がある公共施設管理者及び水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等とは、申請手続とは別に十分協議、調整を行うこと。</u>																																																																																								
27	4. 開発区域外の土地における建築等の制限 ( <b>法律</b> 第43条、 <b>政令</b> 第34～第36条、 <b>省令</b> 第34条 ) (1)～(2)略	4. 開発区域外の土地における建築等の制限 ( <b>法律</b> 第43条、 <b>政令</b> 第34～第36条、 <b>省令</b> 第34条 ) (1)～(2)略																																																																																								
28	(3)申請書類	(3)申請書類																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>添付 順序</th> <th>書類の名称</th> <th>様式</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～5略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>建築施行同意書</u></td> <td>(任意)</td> <td>施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者の同意(同意した者の本人確認資料(個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等)を添付)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>排水同意書</u></td> <td><u>(任意)</u></td> <td><u>地元区長、生産組合長、水利組合長等からの同意</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>法第34号</u>に適合していることを証明する書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>擁壁の構造計算書</td> <td></td> <td>擁壁の安全が計算によらなければ判断できない場合</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>排水計算書</td> <td></td> <td>有効な排水を計算によらなければ判断できない場合</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>地質調査書及び地盤改良計画に関する図書</td> <td></td> <td>当該区域が軟弱地盤を含む場合</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>災害防止に関する図書</td> <td></td> <td>当該区域に災害が生じる恐れがある場合</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>現況写真</td> <td></td> <td>4方向(東西南北)から撮影する</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>その他知事が必要とする書類</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付 順序	書類の名称	様式	摘要	1～5略				6	<u>建築施行同意書</u>	(任意)	施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者の同意(同意した者の本人確認資料(個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等)を添付)	7	<u>排水同意書</u>	<u>(任意)</u>	<u>地元区長、生産組合長、水利組合長等からの同意</u>	8	<u>法第34号</u> に適合していることを証明する書類			9	擁壁の構造計算書		擁壁の安全が計算によらなければ判断できない場合	10	排水計算書		有効な排水を計算によらなければ判断できない場合	11	地質調査書及び地盤改良計画に関する図書		当該区域が軟弱地盤を含む場合	12	災害防止に関する図書		当該区域に災害が生じる恐れがある場合	13	現況写真		4方向(東西南北)から撮影する	14	その他知事が必要とする書類			<table border="1"> <thead> <tr> <th>添付 順序</th> <th>書類の名称</th> <th>様式</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～5略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td><u>施行同意書</u></td> <td>(任意)</td> <td>施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者の同意(同意した者の本人確認資料(個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等)を添付)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>削除</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>法第34条</u>に適合していることを証明する書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>擁壁の構造計算書</td> <td></td> <td>擁壁の安全が計算によらなければ判断できない場合</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>排水計算書</td> <td></td> <td>有効な排水を計算によらなければ判断できない場合</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>地質調査書及び地盤改良計画に関する図書</td> <td></td> <td>当該区域が軟弱地盤を含む場合</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>災害防止に関する図書</td> <td></td> <td>当該区域に災害が生じる恐れがある場合</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>現況写真</td> <td></td> <td>4方向(東西南北)から撮影する</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>その他知事が必要とする書類</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付 順序	書類の名称	様式	摘要	1～5略				6	<u>施行同意書</u>	(任意)	施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者の同意(同意した者の本人確認資料(個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等)を添付)	7	<u>削除</u>			7	<u>法第34条</u> に適合していることを証明する書類			8	擁壁の構造計算書		擁壁の安全が計算によらなければ判断できない場合	9	排水計算書		有効な排水を計算によらなければ判断できない場合	10	地質調査書及び地盤改良計画に関する図書		当該区域が軟弱地盤を含む場合	11	災害防止に関する図書		当該区域に災害が生じる恐れがある場合	12	現況写真		4方向(東西南北)から撮影する	13	その他知事が必要とする書類		
添付 順序	書類の名称	様式	摘要																																																																																							
1～5略																																																																																										
6	<u>建築施行同意書</u>	(任意)	施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者の同意(同意した者の本人確認資料(個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等)を添付)																																																																																							
7	<u>排水同意書</u>	<u>(任意)</u>	<u>地元区長、生産組合長、水利組合長等からの同意</u>																																																																																							
8	<u>法第34号</u> に適合していることを証明する書類																																																																																									
9	擁壁の構造計算書		擁壁の安全が計算によらなければ判断できない場合																																																																																							
10	排水計算書		有効な排水を計算によらなければ判断できない場合																																																																																							
11	地質調査書及び地盤改良計画に関する図書		当該区域が軟弱地盤を含む場合																																																																																							
12	災害防止に関する図書		当該区域に災害が生じる恐れがある場合																																																																																							
13	現況写真		4方向(東西南北)から撮影する																																																																																							
14	その他知事が必要とする書類																																																																																									
添付 順序	書類の名称	様式	摘要																																																																																							
1～5略																																																																																										
6	<u>施行同意書</u>	(任意)	施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者の同意(同意した者の本人確認資料(個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等)を添付)																																																																																							
7	<u>削除</u>																																																																																									
7	<u>法第34条</u> に適合していることを証明する書類																																																																																									
8	擁壁の構造計算書		擁壁の安全が計算によらなければ判断できない場合																																																																																							
9	排水計算書		有効な排水を計算によらなければ判断できない場合																																																																																							
10	地質調査書及び地盤改良計画に関する図書		当該区域が軟弱地盤を含む場合																																																																																							
11	災害防止に関する図書		当該区域に災害が生じる恐れがある場合																																																																																							
12	現況写真		4方向(東西南北)から撮影する																																																																																							
13	その他知事が必要とする書類																																																																																									

頁	改正前	改正後																												
	<p>[添付図面] 図面の作成にあたっては表4及び表5を標準として作成する。図面ごとに、図面作成者の記名押印又は署名をする。</p> <table border="1" data-bbox="257 885 1169 989"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図面の名称</th> <th>縮尺</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	図面の名称	縮尺				摘要	略							<p><u>建築等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ること。</u>  <u>「相当数の同意」とは、建築等をしようとする土地（開発行為に関連して、開発区域以外の幹線道路との接続道路等の工事を開発区域外で行う場合に、当該工事をしようとする土地を含む）について、概ね次の要件を満たすこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>権利を有するすべての者の3分の2以上の同意</u></li> <li>・ <u>所有権・借地権を有するすべての者のそれぞれの3分の2以上の同意</u></li> <li>・ <u>同意した者が所有する土地の地積と、同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積の合計が、土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上であること。</u></li> </ul> <p><u>注）建築等に関係がある公共施設管理者及び水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等とは、申請手続とは別に十分協議、調整を行うこと。</u></p> <p>[添付図面] 図面の作成にあたっては表4及び表5を標準として作成する。図面ごとに、図面作成者の氏名を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="1198 885 2110 989"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図面の名称</th> <th>縮尺</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	図面の名称	縮尺				摘要	略						
添付順序	図面の名称	縮尺				摘要																								
略																														
添付順序	図面の名称	縮尺				摘要																								
略																														
129	<p>(様式9)</p> <p>公共施設管理者の同意申請書</p> <p>以下略</p>	<p>(様式9-1)</p> <p>公共施設管理者の同意申請書</p> <p>以下略</p>																												
130	<p>添付図書</p> <p>(1) 公共施設新旧対照表 (様式10-1・2)</p> <p>(2) 略</p>	<p>添付図書</p> <p>(1) 公共施設新旧対照表 (様式9-2・3)</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) その他公共施設管理者が同意に当たって必要とする書類</u></p>																												

頁	改正前	改正後
131	<u>(様式10-1)</u> 1 公共施設新旧対照表〔旧〕 以下略	<u>(様式9-2)</u> 1 公共施設新旧対照表〔旧〕 以下略
132	<u>(様式10-2)</u> 2 公共施設新旧対照表〔新〕 以下略	<u>(様式9-3)</u> 2 公共施設新旧対照表〔新〕 以下略
新設		<u>(様式10)</u>  <p style="text-align: center;">公共施設管理者の同意書</p> <p style="text-align: center;">開発行為者 住所 氏名 様</p> <p>1 開発区域の名称</p> <p>2 開発区域の面積</p> <p>3 開発の目的</p> <p>4 関係する公共施設</p> <p>5 同意の内容</p> <p style="text-align: center;">都市計画法第32条第1項の規定に基づき、上記に係る開発行為については、同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p>



頁	改正前	改正後
		氏名 _____
133      134	<p><u>(様式11)</u></p> <p>公共施設の管理・帰属に関する協議申請書</p> <p>略</p> <p>添付図書  (1) 新設する公共施設調書 <u>(様式11-1)</u>  (2) 略</p>	<p><u>(様式11-1)</u></p> <p>公共施設の管理・帰属に関する協議申請書</p> <p>略</p> <p>添付図書  (1) 新設する公共施設調書 <u>(様式11-2)</u>  (2) 略  <u>(3) その他公共施設管理者が協議に当たって必要とする書類</u></p>
135	<p><u>(様式11-1)</u></p> <p>新設する公共施設調書</p> <p>以下略</p>	<p><u>(様式11-2)</u></p> <p>新設する公共施設調書</p> <p>以下略</p>